

兼務の考え方について

兼務の考え方について、令和5年3月1日より、次の通り取扱いを変更します。

変更前	変更後
一体的に運営している「介護予防サービス」がある場合、全員「兼務」の取り扱い	一体的に運営している「介護予防サービス」の有無にかかわらず、次の取り扱いとする。 【兼務】従業者が複数の職種に従事している場合 →勤務形態はB(常勤)又はD(非常勤) 【専従】従業者が1つの職種のみに従事している場合 →勤務形態はA(常勤)又はD(非常勤)

変更後は、一体的に実施している介護予防サービス*がある場合であっても、1つの職種のみに従事している場合には、「専従」扱いとします。

※一体的に実施している介護予防サービスの例

地域密着型通所介護と横浜市通所介護相当サービス

認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護 など